

販売代理店電子届出システムの操作に関してよくある質問

令和4年4月1日版

販売代理店電子届出システムの操作に関してよくある質問を記載しています。具体的な操作方法については、別途、総務省HPに公開しております「販売代理店電子届出システム 操作手順書」に記載しておりますので、適宜、そちらもご参照していただくようお願いいたします。

目次

1. アカウント登録に関する質問	4
(1) アカウント登録申請を行ったのに、メールが届きません。	4
(2) (令和4年3月末までに販売代理店の届出を行った方向け) 販売代理店の届出にメールアドレスを記載したのに、総務省からアカウント登録申請手続の通知メールが届きません。	5
(3) 届出に記載したメールアドレスを忘れました。	6
(4) アカウント登録の申請を行おうとしたら既に登録済みのアカウントであると表示されました。	6
(5) 本人確認書類はどのようなものをアップロードすればよいですか。	7
(6) アカウント登録申請を完了し、総務省から届いたメールに記載のURLをクリックしたのに、ログイン画面が表示されて、アカウント登録手続を進められません。	7
(7) 販売代理店の届出でメールアドレスの変更を行ったら、販売代理店電子届出システムのログインメールアドレスも自動で変更されますか。	7
(8) (令和4年3月末までに販売代理店の届出を行った方向け) 総務省からアカウント登録申請手続の通知(メール又は郵送)が届いていないが、報告義務の対象外と理解してよいですか。	7
2. ログインに関する質問	9
(1) ログインパスワードを忘れました。	9
(2) アカウント用のメールアドレスを変更したいです。	9
(3) 販売代理店電子届出システムはどこからログインできますか。	9
(4) 認証コードの入力がうまくできません。	9
3. 届出全般に関する質問	10
(1) 届出後、届出の内容に誤りがあることに気付きました。届出内容の修正はできますか。	10
(2) 届出を行った内容を確認したいです。	10
(3) 届出受付通知書をなくしてしまいました。	10
4. 報告全般に関する質問	11
(1) 報告が完了したことはどこでわかりますか。	11
(2) 報告が完了した後、報告内容の修正は行えますか。	11
(3) 報告はいつまで行えますか。	11
(4) CSVファイルを使い複数の内容を一括してアップロードする方法はありますか。	11
(5) 営業所報告のみ(又は再委託先報告のみ)をしたいのですが、再委託先報告(又	

は営業所報告)の報告も行わなくてははいけないですか。	11
5. 営業所報告に関する質問	12
(1)「前年度報告情報から一覧へ設定」ボタンを押したのに、何も表示されません。	12
6. 再委託先報告に関する質問	13
(1)自分が再委託を行っている電気通信役務を知りたいです。	13
(2)「届出情報もしくは前年度報告情報から一覧へ設定」ボタンを押したのに、自 分が届出たはずの電気通信役務が表示されません。	13
(3)届出に記載されている自分が扱っている役務を選択することが出来ません。	13

1. アカウント登録に関する質問

アカウント登録は販売代理店電子届出システム (<https://dairiten-todokede.soumu.go.jp/>) から行うことができます。なお、アカウント登録等、システム利用に当たっての流れは総務省HPに掲載している操作手順書（アクセス編：https://www.soumu.go.jp/main_content/000802654.pdf、登録編：https://www.soumu.go.jp/main_content/000737657.pdf）をご覧ください。

(1) アカウント登録申請を行ったのに、メールが届きません。

届出時にメールアドレスを記載していない方、届出時に記載したメールアドレスを忘れた方に関しては、アカウント登録申請がなされた後、総務省で本人確認書類の確認を行いますので、登録申請からメールの送付までに数日、お時間をいただく場合がございます。数日経ってもメールが送付されない場合には、以下の手順をお試しください。

- ①迷惑メールフォルダにメールを受信していないかをご確認ください。（送信元メールアドレスはdairiten-todokede_atmark_soumu.go.jpです（「_atmark_」→「@」）です）
※携帯電話会社が提供するキャリアメールアドレスでは、リンク付きメールの受信を拒否する迷惑メール設定があるため、その設定もご確認ください。
- ②迷惑メールフォルダにメールを受信していない場合は、次のとおり「パスワード登録メールの再送」手続きを行ってください。

販売代理店電子届出システムのログイン画面から「パスワードを忘れた方はこちら」を選択し、アカウント登録申請の際に使用したメールアドレスを入力してください。

総務省
販売代理店電子届出システム

アカウント (メールアドレス) とパスワードを
入力してください

アカウント (メールアドレス)

パスワード

ログイン

・ID (メールアドレス) を忘れた方はこちらから
・パスワードを忘れた方はこちらから
・アカウントの新規登録はこちらから

- ③②の手続きを行ってもメールが届かない場合には、届出者の本店所在地（個人であ

れば住所)を管轄する総合通信局等までお問い合わせいただくよう、お願いします。総合通信局等の連絡先は、総務省HP「販売代理店届出制度」(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/135414.html)に掲載していません。

(2) (令和4年3月末までに販売代理店の届出を行った方向け) 販売代理店の届出にメールアドレスを記載したのに、総務省からアカウント登録申請手続の通知メールが届きません。

令和4年3月末までに販売代理店の届出を行った者のうち、届出の記載に基づく報告の義務がある者に対しては、届出に記載いただいたメールアドレス宛にアカウント登録申請手続きの通知を送付しています。報告義務があるにもかかわらず、この通知が届いていないという場合には以下の手順をお試してください。

※報告の義務があるが、メールアドレスを記載していない者又はメールアドレスが既に失効している等の理由でメールの送付がなされなかった者には、郵送でアカウント登録申請手続きを通知しています。通知の記載にのっとり、アカウント登録手続きを行ってください。

- ① 販売代理店の届出を行った際に受領した届出完了通知書に記載のメールアドレスに届いているメールを確認ください。(送信元メールアドレスは `dairiten-todokede_atmark_soumu.go.jp` です (「_atmark_」 → 「@」) です)

* 迷惑メールフォルダにメールが受信されている場合もあるため、そちらもご確認ください。

※携帯電話会社が提供するキャリアメールアドレスでは、リンク付きメールの受信を拒否する迷惑メール設定があるため、その設定もご確認ください。

- ② メールを受信していない場合には「パスワード登録通知メールの再送」手続を次のとおり行ってください。

総務省
販売代理店電子届出システム

アカウント (メールアドレス) とパスワードを
入力してください

アカウント (メールアドレス)

パスワード

ログイン

・ID (メールアドレス)を忘れた方はこちらから
・パスワードを忘れた方はこちらから
・アカウントの新規登録はこちらから

販売代理店電子届出システムのログイン画面（アカウント登録画面ではないので、ご注意ください）から「パスワードを忘れた方はこちら」を選択し、**届出完了通知書に記載のメールアドレス**を入力して「送付」をクリックすると、アカウント登録申請手続の通知メールがそのメールアドレス宛に再送されます。

- ③ ②の手続を行ってもメールが届かない場合には、届出者の本店所在地（個人であれば住所）を管轄する総合通信局等までお問い合わせいただくよう、お願いします。総合通信局等の連絡先は、総務省HP「販売代理店届出制度」（https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/135414.html）に掲載しています。

（ご注意）

複数の販売代理店で、同一のメールアドレスを届出に記載の連絡先として使用していた場合、そのメールアドレスで届出を行った代理店のうち、一つの代理店にしかアカウント登録申請の手続は送付されません。お手数ですが、該当する代理店の方は、アカウント登録申請の手続を代理店ごとにとっていただくようお願いいたします。

（3）届出に記載したメールアドレスを忘れました。

販売代理店の届出が完了した際に送付される「完了通知書」に届出に記載された電子メールアドレスを記載しておりますので、お手元に保管されている「完了通知書」をご確認ください。

販売代理店電子届出システムのログイン画面の下部にある「アカウントの新規登録はこちら」を選択し、「届出に記載したメールアドレスを忘れた方はこちら」から、新しいメールアドレスでのアカウント作成を行うこともできます。

（4）アカウント登録の申請を行おうとしたら既に登録済みのアカウントであると表示されました。

システムにおいては、一つの販売代理店に対して一つのみアカウントを発行出来るようになっています。令和3年4月1日から同年6月30日までに届出を行った販売代理店に関しては、アカウントが作成されていない場合がありますが、それ以前又は以後に届出を行った販売代理店のうち、届出の記載に基づき報告の義務があると判断され、かつ、届出に有効なメールアドレスの記載があった方は既にアカウントが登録されています。届出に記載いただいたメールアドレス宛にアカウント登録申請手続に関するメールが通知されていますので、そちらをご確認いただき手続きを進めてください。

メールが届いていないという方は「1. アカウント登録に関する質問」の「（2）（令和4年3月末までに販売代理店の届出を行った方向け）販売代理店の届出にメ

メールアドレスを記載したのに、総務省からアカウント登録申請手続の通知メールが届きません。」の質問をご確認ください。

(5) 本人確認書類はどのようなものをアップロードすればよいですか。

本人確認書類は以下のものを届出に記載した代理店の氏名又は名称と同一の氏名又は名称が確認できるようにアップロードしてください。

- ・ 法人の方：登記事項証明書
- ・ 個人の方：住民票、運転免許証、パスポート
- ・ 法人以外の団体の方：役員の名簿並びに氏名、住所及び生年月日を証する書類

(6) アカウント登録申請を完了し、総務省から届いたメールに記載のURLをクリックしたのに、ログイン画面が表示されて、アカウント登録手続を進められません。

メールに記載のURLを24時間以内にクリックしなかった場合、URLの有効期限が切れますので、URLを再発行する必要があります（アカウント登録申請を行い直す必要はありません）。

URLの再発行はログイン画面内の「パスワードを忘れた方はこちら」を選択し、アカウントのメールアドレスを入力して「送付」をクリックすると、再度、有効なURLを記載したアカウント登録申請手続の通知メールがそのメールアドレス宛に再送されます。

(7) 販売代理店の届出でメールアドレスの変更を行ったら、販売代理店電子届出システムのログインメールアドレスも自動で変更されますか。

自動では変更されません。あくまで販売代理店の届出情報としてのメールアドレスと、販売代理店電子届出システムのアカウトとしてのメールアドレスは別個のものになります。販売代理店電子届出システムにおけるログインIDとしてのメールアドレスを変更したい場合は、「2. ログインに関する質問」の「(2) アカウト用のメールアドレスを変更したいです。」の質問をご確認ください。

(8) (令和4年3月末までに販売代理店の届出を行った方向け) 総務省からアカウント登録申請手続の通知(メール又は郵送)が届いていないが、報告義務の対象外と理解してよいですか。

アカウント登録申請手続の通知メールは、届出に記載の事項に基づくと、報告義務がある販売代理店にメール又は郵送で送付しておりますが、報告義務の対象かどうか

を判断する責務があるのはあくまで販売代理店になりますので、ご自身でご判断いただくようお願いいたします。

なお、定期報告制度に関しては、総務省のホームページ内「販売代理店の報告制度」(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/146657.html) によくある質問を掲載していますので、そちらもご確認ください。

2. ログインに関する質問

(1) ログインパスワードを忘れました。

販売代理店電子届出システムのログイン画面の下部にある「パスワードを忘れた方はこちら」を選択し、販売代理店電子届出システムのアカウントに使用しているメールアドレスを入力し、「送信」をクリックしてください。そのメールアドレス宛にパスワードリセットのためのメールが送信されます。

(2) アカウント用のメールアドレスを変更したいです。

販売代理店電子届出システムにログインし、「届出メニュー」の「アカウント情報の変更」からアカウント用のメールアドレスを変更することができます。

アカウント用のメールアドレスを忘れた方は、販売代理店電子届出システムのログイン画面の下部にある「ID（メールアドレス）を忘れた方はこちら」から、アカウント用のメールアドレスを変更することができます。

(3) 販売代理店電子届出システムはどこからログインできますか。

販売代理店電子届出システム (<https://dairiten-todokede.soumu.go.jp/>) からシステムにログインできます。

(4) 認証コードの入力がうまくできません。

認証コードに関する注意点については、総務省HP (https://www.soumu.go.jp/main_content/000746182.pdf) に記載しておりますので、そちらをご確認ください。

3. 届出全般に関する質問

(1) 届出後、届出の内容に誤りがあることに気付きました。届出内容の修正はできますか。

総務省からの受付・確認等の一連の作業が終わった後でなければ、届出内容の修正はできません。総務省からの届出受付通知書又は補正依頼通知書の送付を待って、訂正の手続きをしてください。

総務省から届出受付通知書が送付された場合、変更届出により届出内容の修正を行ってください。

総務省から補正依頼通知書が送付された場合、補正依頼通知書の指示に従って修正内容を連絡する際に、訂正すべき内容もあわせて連絡してください。

(2) 届出を行った内容を確認したいです。

販売代理店電子届出システムにログイン後、「届出メニュー」の「届出情報の確認」から現在の届出内容を確認することができます。

(3) 届出受付通知書をなくしてしまいました。

販売代理店電子届出システムにログイン後、「届出メニュー」の「届出情報の確認」から再発行ができます。

4. 報告全般に関する質問

(1) 報告が完了したことはどこで分かりますか。

報告システムのホーム画面に、「報告終了」ボタンがあり、報告が完了した場合には、そのボタンの上に完了した旨が表示されます。

(2) 報告が完了した後、報告内容の修正は行えますか。

報告期間中であれば、報告が完了した後も報告内容の修正は可能です。報告システムにログインし修正してください。※操作終了後に再度、「報告終了」ボタンをクリックする必要がありますので、ご注意ください。

(3) 報告はいつまで行えますか。

毎年4月1日～5月末日までが報告を行うことのできる期間です。

(4) CSVファイルを使い複数の内容を一括してアップロードする方法はありますか。

操作マニュアルの「営業書報告一括取り込み」と「再委託先報告一括取り込み」のページにCSVファイルを使ったアップロードの方法を記載しております。

(5) 営業所報告のみ（又は再委託先報告のみ）をしたいのですが、再委託先報告（又は営業所報告）の報告も行わなくてははいけないですか。

営業所がない、再委託先がないといった報告内容がない場合には、営業報告も再委託先報告のどちらも、ボタンを押した際に、届出情報に基づいて報告内容がない旨表示されます。操作マニュアルの「営業所その他の事業所がない場合」と「再委託先がない場合」のページをご覧ください。

5. 営業所報告に関する質問

(1) 「前年度報告情報から一覧へ設定」ボタンを押したのに、何も表示されません。

前年度に報告を行っていない場合、ボタンを押しても一覧に情報が設定されることはありません。

6. 再委託先報告に関する質問

(1) 自分が再委託を行っている電気通信役務を知りたいです。

「届出情報もしくは前年度報告情報から一覧へ設定」ボタンをクリックすると、届出情報に基づき、再委託を行っている電気通信役務（電気通信事業法第26条第1項第1号及び第2号の役務に限る）が自動で一覧に設定されますので、ボタンをクリックして情報を確認してください。

(2) 「届出情報もしくは前年度報告情報から一覧へ設定」ボタンを押したのに、自分が届出たはずの電気通信役務が表示されません。

届出情報に基づき、一覧に設定されるのはあくまで報告の義務がある役務のみになるため、

- ・電気通信事業法第26条第1項第1号及び第2号ではない役務
- ・再委託を行っていない役務

については、一覧に設定されません。

(3) 届出に記載されている自分が扱っている役務を選択することが出来ません。

選択できるのは報告の義務がある電気通信事業法第26条第1項第1号及び第2号の役務のみとなります。